

# 地域に開かれた大学像

## 戦後大学の社会的基盤と自治をめぐる

片岡 弘勝

香川大学生涯学習教育研究センター



□ はじめに

新制大学発足後四十八年を経た今日、日本の大学はさまざまな「改革」の渦中におかれている。種々の学部・学科・課程等の改組が進行するなか、大学の管理運営制度も再編の対象とされている。なかでも一九八〇年代以降、「地域（社会）に開かれた大学」の具体的なあり方が官民双方の間で模索され始め、今日では、大学公開講座の拡充のみならず、社会人特別選抜入試、昼夜開講制、夜間大学院、

科目等履修生制度等を実施する大学が増え始めている。また、大学を含む生涯学習に関する研究・調査をおこなうとともに、研究・教育の成果を社会に開放する役割を担う施設である「生涯学習教育研究センター」系組織を国立大学に設置する動きも進行している。

これら大学開放の一連の動きは、住民の学習・教育機会の拡大を促すという側面において積極的意味をもつが、他面ではこれまで保持されてきた「学問の自由・大学の自治」の理念との緊張関係を強めざるをえない。いいかえれば、住民・社会のどのような学習・教育要求に対応し、ど

のような研究・教育機能を開放するのか、という問題を大学がその自主性に基つき判断することが、個別具体的な局面で厳しく問われるのである。

大学はその研究と教育を通して、社会に対してどのような役割を果たすべきであろうか。また、その研究と教育の内容はどのような社会的基盤に根ざすべきものであろうか。本稿では、こうした問題を「大学の社会基底」とよび、これと「大学の自由・自治」との関連を歴史的に検討することによって、「地域に開かれた大学」のあり方について考えてみたい。

一般に「社会への大学開放」と「学問の自由・大学の自治」とは、なんらの前提条件なく安易に「予定調和」することはない。両者がむしろ本質的に緊張関係にあることは、戦後の大学問題史が明示している。その典型的な一例として、今日から四十八年前、大学制度が旧制から新制に移行

かたおか・ひろかつ ●一九六一年三重県生まれ ●専攻は社会教育、「地域と教育（大学を含む）」論 ●論文に「戦後『学問の生活化』論の基底——成人学習内容論における上原専祿理論の位置と射程——」（香川大学生涯学習教育センター研究報告）創刊号、一九九六年、「『地域と主体形成』の歴史理論」（新田昭夫編『地域に開かれた学園都市』（同時代社、一九八九年）ほか

する過程において、この「大学の社会基底と自由・自治」の問題が厳しく問われたことがあった。しかしながら、結局は今日まで「自由・自治」の保障の下に、「大学の社会基底」を問う課題は、一部の例を除いて、「大学人」によって自覚的組織的には必ずしも積極的にとりあげられてこなかった。

こうしたなかで、より深い次元で「大学の社会基底」を模索し、その基盤の上に大学の「自由・自治」のあり方を再検討することを通して、両契機を高度の緊張関係のなかで統合させようとした人物が、上原専祿（一八九九年—一九七五年 歴史学者、思想家）であった。本稿は、これまで断片的には非常に多く引用ないし援用されながらも、深い次元では顧みられることのなかった上原の「大学の社会基底」論を、戦後第一次（一九五〇年前後）および第二次（一九六二—六三年）の大学管理問題に即して顧み、今日の「地域に開かれた大学」論の基本的視点について、若干の考察を加えることにしたい。

## □ 大学の自由・自治原則と社会基底

——戦後初期の大学管理制度構想——

## 第一次

### 大学管理問題

冒頭で述べたような意味での「大学の社会基底と自由・自治」の関連を問う動きは、日本においては戦後になって初めて本格的に進められた。まずそれは、敗戦直後の被占領下、大学管理法問題（当時は「大学法」問題ともよばれた）という形で激しく問われることになった。すなわち、学外者を入れた「ボード（理事会）」に国立大学の主要な管理運営決定権を与える「ボード」方式と、大学における「学問の自由・大学の自治」とくに「教授会自治」運営方式とをめぐって、議論が対立し論争がひきおこされたのである。

それはまず、一九四七年十一月に、国立大学十校を除くすべての高等教育機関（国立大学・高等学校・専門学校）の行政を地方自治体に移譲する案をめぐる問題として浮上した。この案は、GHQ/SCAP・CI&E（連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局）から勧告されたもので、教育刷新委員会、大学基準協会をはじめとする日本側の高等教育関係者や学生の強い反対にあうこととなった。反対の理由は、①地方自治体教育委員会は大学を充分に運営維持する行政的・財政的能力に欠けるため、大学自治が脅かされる恐れがある、②日本の高等教育機関は全国から学生を集め全国に卒業生を供給する「全国的性格」をもつ

て成立してきた、といった点であった。この構想の趣旨である、教育行政の地方分権および大学に対する官僚統制の排除という点では、日本側関係者にも異論はなかったものの、結局この構想は、翌四八年一月下旬頃に消えることとなった。

ところが同年十月、学外者を入れた「管理委員会

（Governing Board）」に人事、財政を含む大学管理運営の中心的事項の意志決定権限を与える「大学法試案要綱」が文部省によって発表された。すると、この管理方式をめぐってふたたび「学問の自由・大学の自治」の見地から激しい反対運動と論争が繰り広げられることになった<sup>(1)</sup>。

この時期（戦後第一次大学管理問題）の議論の特徴としては、「ボード」方式の導入に対する反対論が多くの大学関係者に広まったことがあげられる。すなわち、米国の州立ないし私立の大学を範とする「ボード」方式を日本の大学にそのまま適用したのでは、「学問の自由・大学の自治」が侵害される危険があるというものであった。ただし、その際出された諸団体の対案は必ずしも一様ではなかった<sup>(2)</sup>。当時、大学教職員あるいは学生の組織・団体が提出した諸案をみると、旧来の「教授会自治」運営方式を是とする案、助教・講師・助手あるいは事務職員を大学自治の構成員

とする案、さらには学生代表にも一定の権限を与える案等と、さまざまな管理方式がみられる。そしてそれらをめぐってさまざまな議論がよびおこされた。結局、こうした議論を契機として、「アカデミーの自治」と、「素人統制（レイマン・コントロール）」による大学の社会的責任の尊重という二つの課題を大学の機構・制度上でどのように統合し解決するのかという問題が、日本の大学史上初めて本格的に問われることとなったのである。

当時の論争の主な論点は、第一に大学管理運営の主要な権限、なかでも教員人事の実質的な意志決定権限を学外者の入った「ボード」に与えるか否かという点であった。また第二は、大学内部において正教授中心の教授会自治か、その他の教員さらには事務職員、学生にも各々に固有の権限を一定程度与えるべきであるか、という大学自治の内部構造論にも焦点化されていた。

結局のところ、当時の文部省の「試案要綱」は実現をみることはなかった。また、この二つの論点も必ずしも十分に煮詰められることなく、結果としては旧来の教授会自治の理念と制度が概ねそのまま新制大学にも引き継がれることとなった。しかしながら、この焦点となった二つの論点は、その後の大学管理問題でもたびたび浮上し、今日にお

いても引き続き論争の対象とされる基本問題となつてい

る。

幻となった

大学管理方式の発想

目すべき大学管理方式の発想が存在した。しかもこの発想はその後にも充分には重視されずほとんど幻の管理方式となつて今日に至っている。その管理方式とは、前述のいわゆる高等教育機関行政の一部地方移譲問題の渦中に、大学基準協会の大学行政研究委員会委員長であった上原専祿が作成し同委員会に諮った「大学自治法審議資料」ならびに、同協会がC I & Eおよび文部省に提出した「大学教員身分法」立案構想を含む「大学教員身分法に関する意見書」（一九四八年一月四日）に盛りされているものである<sup>(3)</sup>。

前述した高等教育行政の一部地方移譲問題に際して発表された大学基準協会の意見書（起草委員は上原）は、概ね記述したような理由で一部地方移譲に反対の意向を示したが、同時に大学の自由と自治の確立上から、あらゆる政治的影響から離脱した自治的管理機関（大学教育審議会（仮称））を設置する必要性を力説した。そして、この「大学教育審議会（仮称）」の権限、職能等を明らかにするため同

協会は大学行政研究委員会を発足させた。この委員会では、この問題を慎重にとり扱って審議をおこなった。

この委員長であった上原は、①大学に対する官僚的統制の廃止、②大小の政治的影響からの解放、③研究の自由と学問水準の向上、④民主的な自治方式の確立を目指して「大学自治法審議資料」を作成した。その内容（一九四八年四月二日に配布された第三次資料）<sup>(4)</sup>は、五名以上の理事から成り「教育方針の大綱の認許」、「予算案の認許」、「学長の選任の認定」を審議決定する理事会（Board of control）、「学部及び学科の設置及び廃止」「講座の設置及び廃止に関する事項」、「研究の企画」、「大学内の例規」、「その他学長の諮問する事項」を審議する教授会、さらに「教授、助教授及び助手の任用、解嘱、休職及び賞罰に関する事項」、「事務職員の任用、解嘱、休職及び賞罰に関する事項」、「予算編成の資料に関する事項」、「予算の執行」、「その他学内行政に関する事項」を掌る学長という機関の設定を提案するものであった。これらの機関の権限に関わる相互関係は、学長は理事会に対して責任を負い、教授会は大学教育に関する事項について、意志を学長を通じて理事会に建議することができるとされた。議論の焦点となった教員人事については、学長の管掌事項ではあるが、「教授及び助教

授の任用、解嘱、及び賞罰」については教授会に諮り、その賛同を得ることを必要とすることにより、大学自治を尊重することを重視した。

この第三次審議資料が発表される前の第四回委員会で配布された審議資料には、大学自治運営方式には、教授会を中心とする方式、理事会を中心とする方式、両者の折衷方式の三つが考えられるとし、前二者の間には無数の段階があることが明らかにされていた。これを受けて委員会では、当時の政治・経済・文化の具体的状況下でどのような方式が最適であるかという点に議論が集中し、その結果、折衷方式が適当とされたのであった。この折衷方式については、基本的には理事会とこれに責任を負う学長に多大な権限を与えることにより大学の社会的責任を重視する一方で、教授・助教授と限定されているが、教員人事の実質的権限を教授会に残すという、緊張度の高い管理方式であることがなによりも注目される。

しかも、この上原提案にはさらにもう一つの前提があった。それは、大学基準協会が提案していた「大学教員身分法」立案構想を含む「大学教員身分法に関する意見書」において教員人事については教授会および学長に発議権を与える考え方が盛りこまれていた点である。こうした点から

みると、上原提案は教員人事の実質的権限を「ボード（理事會）」に委ねる発想とはまったく異質のものであったことが理解できる。

大学基準協会案への  
批判

しかし、この上原の発想は、教育刷新委員会および国立総合大学（旧七帝国大学）総長會議をはじめとして、「ボード（理事會）」方式と同質のものと受けとめられ、撤回要求を含む強い批判の対象とされた。「教育刷新委員会や国立総合大学総長會議が当時示した対案は、大学の予算・施設設備等の経営面については「カウンシル（商議會）」に一定の権限を認め、その限りで社会的民意の反映を許容するが、大学の教育・研究面および教員人事については大学内部の権限としていた。大学は「真理の府」として国民から付託された使命を果たすためには「大学人」によって大学を管理運営する必要がある、学外者を入れた「ボード（理事會）」に教育・研究面の権限を認めることは大学の自治が脅かされる危険を招くという認識が、大学関係者の間に広まっていたのであった。

このように当時、大学の社会的責任との緊張関係のなかで、大学の自治のあり方を追究する試みと、その努力を惜しまない上原の考え方は、ほとんど受け入れられる余地が

ない状態であった。この事態に直面した上原は、一九四四年四月十四日の第八回委員会の後、委員会審議を停止し、その後、審議を再開しようとはしなかった。この理由について、上原は、同協会第三回總會（同年五月二十五日）において、この問題は「大学教育審議會」と関連するものであり、これが設置されれば「大学自体のあり方もよほど変わってこなければならぬ」くなり、あるいはその設置が「違った形でおさまるならば（中略）およそ違った結論が出てくるかもしれない」と発言し、「この問題をきわめて自由な気持ちと深い考慮のもとに取扱うような段階になつていないのではないかというふうに考える」と説明している<sup>(5)</sup>。このような経緯を経て、この注目すべき構想は必ずしも十分な評価を得ることなく今日に至っているといえる。

### Ⅲ 大学における研究・教育内容の社会基底

——上原専祿の新制大学理念——

大学管理方式と  
研究・教育内容

これまで述べてきた大学管理方式の社会基底をめぐる問題は、もとより管理運営のしくみないし手続きのみに終始する事柄ではない。それは、各大学の自主的努力の上に研

究され教育される知識・技術・技芸等が、いかにして地域社会の要求に根ざすべきであるか、という内実の社会基底を問う論理と連動する場合にはじめてその意味をもつことになる。この点に関わっていえば、前述した大学基準協会の提起した大学管理方式の構想は、同時に戦後大学改革の内容面に関する具体的内実を提出していた。それが、日本の大学教育史上の画期となった新制大学における一般教育の理念である。したがって、大学基準協会が構想した管理方式は、新制大学における一般教育の理念と結びつけた上で吟味・分析される必要がある。

ところで、当時の一般教育の理念を構築する役割を果たしたのみならず、明確な理論枠組みを備えて新制大学論と一般教育論を展開した人物も、実は上原専祿であった。その上原の枠組みは、戦前・戦中の大学に対する批判と反省の見地に立ちかつ欧米の近世・近代大学発展史と米国教育使節団報告書（一九四六年四月）に対する深い認識に立脚した希有のものであった。

当時、米国教育使節団に協力するために置かれた日本側教育家委員会は、学校体系の単線化等の制度改革案については提案したが、戦後の新しい大学の教育課程についてはほとんど言及することはなかった。この点について、寺崎

昌男氏は、「この時点では日本側委員会の人々は、暗々裡に戦前の大学における専門教育（学部教育）の構成と内容が戦後の大学にも基本的な変更なくうけつがれると考えていたといってもよいであろう」<sup>(6)</sup>と指摘している。

さらに注目すべきことには、大学基準協会提案の管理方式構想を厳しく非難した教育刷新委員会（日本側教育家委員会の任務終了後、これを拡大強化して設置された）もまた、新制大学の教育課程についてはほとんど内容ある討議をおこなわず、教育課程に関するわずかの論議をみても、戦前からの伝統的な「教養」や「人間教育」と使節団報告書のいう「一般教育」との相違についての認識は弱く、新しい一般教育と専門教育の準備課程としての基礎教育との関係等、新制大学の教育課程に関する基本問題を明確にすることなく、形式的・抽象的な議論に止まっているといっても過言ではない。

したがって、前述したように、大学基準協会提案の大学管理方式と一般教育理念、なかでもその中核的位置にいた上原の大学論の先駆性については高く評価することができ、さらに進んで、上原の大学管理論における「社会基底と自由・自治原則」の統合論とその一般教育論とが、ともに後述する独自の大学職能論を基礎にして立論され、相

互に補充し合う論理構造となっていた点についても注目すべきであろう。このため次には、その点に関連させながら、上原の「大学における研究・教育」改革論をみることにする。

### 上原専祿の

#### 「大学の職能」論

上原は、一九四六年に推されて東京産業大学の学長に就任し、新制の文科系総合大学としての一橋大学に「改作」

していくという重責を担うこととなった。またそのみならず、大学基準協会および大学設置委員会（後、大学設置審議会に改称）の主要メンバーとして新制大学の創出という任務にも関与していた。その新制大学について上原は、「……新なる大学は、制度上在来の大学と大いに異なる印象を与える性格のものであるが故に、多少とも心あるものは単に新制度の外貌に対して注意を払うのみならず、勢いその新なる大学の機能や職分について、更に進んでは総じて大学なるもののそれにつき省察を加えざるをえないのである」<sup>(7)</sup> という課題意識をもっていた。ここにいう「新なる大学の機能や職分」は、旧制大学のそれとはまったく異なる「機能や職分」を想定していたことは明瞭であるが、その具体的内実は上原自身にとっても未だ創造すべき課題でもあった。

そのため上原が新制大学に関する主体的認識を形成する上で有力な参考材料として注目したものが、米国教育使節団報告書であった。上原は、欧米の近世以降の大学理念史の中に、同報告書の提起する大学理念を位置づけてとらえていた。

この使節団報告書の「高等教育」の章の前文には、知的自由・思想の自由の立場からの知的探究、社会人の育成、職業人の訓練という大学の「三つの大なる職能」が「同等の関心をもって」果たされるべきであると述べられていた。上原は、この職能論の論理と内容を以下の観点から高く評価した。上原はまず第一に、「窮まりなき開化の一源泉として社会に奉仕する」「才能ある青年男女をして」各種の「指導者の地位につく準備をさせる」、「選ばれた青年男女を新旧両様の職業における技術的熟達のために訓練する」というように、大学の職能を社会生活から離れて発想するのではなく、「社会に対する諸寄与の問題として意識せられている」<sup>(8)</sup> 点に注目している。

第二には、しかもそれは「社会の日常卑近なる需要に應ずることのうちに大学の存在理由があると考えていることを、直ちに意味しない」という点、つまり大学は真理探究という職能では「世外の独自世界」ではあるが、「ただ、



実用を越えた永劫にわたる社会開化の源泉たる点に社会とのつながりを見ようとする」<sup>(9)</sup>という、この報告書の趣旨に上原は注目している。以上の第一、第二の観点は、「学問の自由・大学の自治」という真理探究の見地を保障しつつも、深い次元で社会基底に根ざすべきことを重視している点特徴的である。大学の職能に関するこうした視点は、大学基準協会提案の大学管理方式の理念に通底するものといえるであろう。

上原が使節団報告書に注目した第三の点は、「大なる三つの職能」は無原則的に混同・一括されるのでなく、相互に区別すべき別個の職能として想定され、しかもその上で三者を「同等の関心をもって果たす」というような厳格さと緊張感をもってとり扱われている点である。上原は、これについて「それは原理上の統一ではなく、いわば意志的なる結合であり、心的緊張による一括」であると述べ、これをさらに、一九世紀以来、時代状況と国々の事情の違いにより様々に考えられてきた大学の理想像の複合物を三種に類型したものを「一個の超歴史的・合理的意志によって横ざまに貫いたものである」と換言している。ただし、この大学職能の実現のためには、「大学運営上まことに容易ならぬ意志的緊張の持続」と「周到をきわめた知的配慮」

が要請されると述べ、大学と大学人の主体的条件が重要であることを指摘していた<sup>(10)</sup>。

なぜなら、以上の三つの大学職能は、いずれか一つに限ってみただけでも「特に現在の日本においては息苦しまでの緊張なくしては、果たしえない性格のものである。それにも拘わらず、平然三職能を併挙して、それに伴う責任と課題との絶大なるを顧みぬ、というような事実が存しないであろうか」<sup>(11)</sup>と、上原が発言せざるをえない状況がその周囲に存在したからであった。なかでも当時の旧帝国大学関係者および「大学昇格」を企図した専門学校関係者の多くには、「極めて外面的であり、機械的であり便乗的である」と批判されるような安易な姿勢がみられた<sup>(12)</sup>。こうした点を根底的要因とする大学状況に対する危機認識が、当時の上原の大学論のライト・モチーフとなっていたのであった。

#### 上原専祿の

#### 一般教育論

以上のような大学職能論から必然的に導かれる上原の「大学における研究・教育内容」論は、どのようなものであったのだろうか。それをあえて簡潔に約言すれば、学問研究に即しては、「まさに新なる精神性格と生活態度とを備えた新研究者たるべく自己を再形成し、又さような研究者たるべく

若い世代の人たちを育成してゆくという教育活動」であり、職業人養成に即しては、「職業的技術の担い手たる人間そのものを全人格の意味において育成すること」、総じていえば人間育成の機関たるべきことが重視された<sup>(43)</sup>。そして、上原は、こうした「新なる自覚」を現実的に裏づける有力な「新なる教育事実」として大学の一般教育を位置づけたのである。上原は、一般教育の目的は専門教育のための予備的知識の提供ではないことを強調した。なぜなら、「一般教育の真義」は「自然と人生とに対するある生活態度、精神態度の培養なのであって、自然と人生とに関する若干知識の附与そのものではない」（傍点、原文）からであり、また「それは人間精神性能の多面的展開を志向する心的訓練の意味をも有すべき」<sup>(44)</sup>であると考えたからであった。当時の他の一般教育論の基本的論調が、大学基準や米国の一般教育の紹介あるいは、アメリカン・デモクラシーの価値観に基づく「市民」形成論であった一方で、上原の一般教育論は、「国民」の形成という当時の切迫した具体的課題を据えた上で大学の教育論であった点に大きな特徴がある。また、その教育論は、政治的教養のみならず、職業人としての力量形成をも包含していたことにより、社会基底に連なるものであったことも注目される。

ここでいう「新たな性格の国民の創造」は、後に展開されていく上原の「国民教育」論のみならず、歴史認識を媒介とした主体形成論の基本命題ともなっていた。当時の上原は、戦前・戦中までの「日本人の卑小・低俗・固陋な性格」は敗戦後も強く残っているのではないかと考えていた。しかし上原は、こうした状況下、将来への希望をつなぐことのできる唯一の方途として「全く新たな精神性格の日本人の創造という極めて困難な一途」という途が可能姓として残されているととらえた。その「新なる性格」について上原は、「世界全体において自己を意識し、人類の歴史において自己を思考し、新なる価値を受けいれるに敏であつてしかも外物に追従することをしない真に自由な日本人」<sup>(45)</sup>であると表現していた。

およそ以上のような原理的理解に立って、上原は「大学基準」の制定に関与し、積極的に一般教育の理念を普及する論陣を張った。仮に、こうした一般教育の理念の実質がともなうよう各大学の組織的努力が重ねられるのであれば、学外者を加えた「ボード（理事会）管理方式」によって生じるとされた「実社会の一部勢力」による「学問の自由・大学の自治」に対する侵害の動きを、大学関係者の努力によって牽制できる可能性を否定することはできないので

はないだろうか。少なくとも当時の上原は、このような理想的な大学像を構想し、そのきわめて強い緊張を強いられる大学運営と研究教育を通して、その理想の実現に向けて尽力を惜しむことはなかった。

#### 四 一九六〇年代初頭の「学問の国民化」論

——「学問の自由」の地域社会的基盤——

#### 第二次

#### 大学管理問題

戦後日本の大学管理問題史上、ひきつづき大きな論争となった事例は、一九六〇年代初頭の第二次大学管理問題であった。いわゆる「六〇年安保闘争」直後、文部省は、省内に「大学管理運営改善協議会」を設置し、学内秩序維持問題を中心にして管理運営の実態を調査しようとしたといわれている。また、当時、中央教育審議会（文相の諮問機関）は、大学管理運営について審議を行い、国立大学協議会の第一常置委員会は、大学管理制度について特別研究を発表している。このような状況下の一九六二年五月、池田勇人首相が参議院議員選挙のための遊説の第一声で、いわゆる「人づくり政策」との関連で大学管理制度の再検討を文相に指示した旨を語った。この発言は、大きな社会的関心を

集め、各大学、日本学術会議、民間団体、日教組大学部、大学自治を守る会、学生自治会等により急速な反対運動が展開された。一九六二年九月に国立大学協会が、十月に中央教育審議会が各々中間報告を発表し、政府は「大学運営法案」を準備したが、一九六三年二月、その国会上程は中止され、結局のところこの問題は、法制上の改変につながることは何一つなく終わった。

その約九ヶ月間の激しい論争の焦点は、次の二つに集約される。一つは、大学教員人事に対する文相・学長の拒否権に関わる問題である。つまり学長、学部長および教員に関する大学の選考に対して、文相あるいは学長が再検討を求める権限が認められるか否か、という問題が第一の焦点となった。もう一つの焦点は、学外者を加えた管理機関を設けるか否か、という問題である。この点は、既述した第一次大学管理問題の中心論点をひきつづぐものである。両者ともに旧来の大学の法制と慣行を根本的に変更する大きな問題であり、「学問の自由・大学の自治」を守る立場からの強い反対運動を招くことになった。

#### 「学問の国民化」

以上のような大学管理問題の渦中、本稿の中心テーマである「大学の社会的責任と自由・自治の統合」という論理に直結する発想が生

まれた。それは、第一次大学管理問題と同様に、やはり上原専祿によって提起されたものである。上原は一九六〇年三月一橋大学教授の職を定年まで三年残して辞し、同大学名誉教授となることも辞退していた。したがって次に紹介する上原発言は、「大学」に一線を画した上原が、一市民・一国民としての立場を追究するなかで提起したものである。

上原の「大学の社会基底と自由・自治の統合」論は、まず一九六二年五月、名古屋大学の学園祭「第三回名大祭」での講演「現代における学問の課題と大学の役割」<sup>(66)</sup>において展開された。上原はこの講演で、大学における教育と研究は大学構成員の考えによって決められることは当然である、と言いおいた上で、しかし、「究極的に大学のあり方を決めるものは、一体何であろうか」と問う。この問いに対して上原は、直接的には大学構成員が責任をもたねばならないが、「大学は大学そのもののために存在しているのではない」という観点を強く出すと、日本国民は日本の大学について、また人類は一つひとつの大学に対してどのような中身やあり方を望んでいるのかという観点を重視する研究・教育の場、換言すれば、主権者や人類の願いを先端的に満たす学問研究の場として、また主体性のある国民

の形成を担う「国民教育」の場として、すべての大学は存在すべきであるという提起を行った。そして、上原はこうした観点から、当時大きな問題となった大学管理方式について、大学自治の確立のためには大学の特権を温存する方向ではなく、「大学の国民的基盤」の確立が必要であると主張した<sup>(67)</sup>。

この「大学の国民的基盤」確立論は、さらに次のような根元的な提起にまで展開されていった。上原は、第二次大学管理問題の渦中で、「学問の自由と大学の自治」の理念が国民全体の共有理念となっていくためには、「戦術上はまずいことがあるかもしれませんが」と断った上で、次のように発言した。

「国民の生活要求に根ざした学問要求を先駆的に、あるいは中核的に満たしていくためには、それを満たし得る社会的条件が、大学の内外で整えられていく必要があります。その諸条件の一つが学問の自由というものにほかならないでしょう。ところで、学問の自由がそのように学者たちによって自覚され、その自覚に基づいて大学内部の刷新が、機構面にも、研究方法の面にも行われていくならば、学問の自由という言葉が国民のものになっていく可能性ぐらいは出てくるのではないのでしょうか。これは一例にすぎない

のですが、そのような問題意識に立つと、学問の自由よりも当面、大切な問題は学問の国民化ということではないかと思うのです<sup>108)</sup>

このように学問の自由の確立の基礎的前提条件として、上原が「学問の国民化」を実質化する必要性を提起した理由は、一九五〇年前後につづき当時でもなお、「学問の自由・大学の自治」の理念が形式化している事態に対する危機認識をもっていたからである。

価値概念としての  
地域

以上の「学問の国民化」論は、高度経済成長期に内外の「地域」がその生活の主体性、自律性を「中央」（東京および米国の「中央」）に奪われ、単なる客体としての「地方」に変質させられる動き（上原は「地域の地方化」とよぶ）に対する危機認識から発せられたものであった。個々の「地域」のもつ主体性、自律性および尊厳を価値として認める地域づくりを説く上原の「価値概念としての地域」論の一環として「学問の国民化」論が深められたのであった。この上原提起を受けてその後、各地の民間教育団体が「地域に根ざす教育」のあり方を検討する動きを展開していった。

ところが、その際理解された「地域」は、アジア・アフ

リカの被抑圧諸民族の独立動向に連なる「世界諸地域」の主体性と、国内の「地域」の主体性の課題を一つの論理で結ぶ「価値概念としての地域」ではなく、専ら国内の一定の範囲の居住区域や行政区域を想定した空間概念であり、しかも認識の単なる対象としての空間概念である場合が少なくなかった。こうした認識の傾向は今日でも同様であるが、そのような発想では、上原が問題としたような、既存の学問の体系において前提にされる「知」の内実を各地域の主体性に照らして相対化し、新たな知を創造しようとする契機はきわめて微弱とならざるを得ない<sup>109)</sup>。

## 五 おわりに

以上、上原専祿によって提起された大学管理方式発想が、「大学の社会基底と自由・自治原則」の両者をきわめて緊張度の高い論理によって統合しようとしたものであること、しかもそれが新制大学の一般教育理念との間で相互に補完し合う関係にあったこと、さらに、これらが一九六〇年代初頭の「地域の地方化」動向に抗する「学問の国民化」論として深められていったことなどを述べてきた。こうした一連の上原の問題提起は、一貫して、大学における研究

・教育の内実ならびに「学問の自由・大学の自治」原則がどのような社会的基盤の上に成立しなくてはならないか、という社会基底を問うものであった。しかし、このきわめて緊張度の高い「大学の社会基底」論は、一部の少数の例を除いて同時代の多くの大学教職員には必ずしも充分に理解され得なかった。

まさしく激動ともいえる今日の「大学改革」の渦中で「戦後五十年の大学史」を総括する作業を通して、今後の「地域に開かれた新たな大学像」を模索する上では、既述したような緊張度の高い論理と倫理をもった、上原の根源的な問題提起に対して、「現代」的な見地からの評価をおこなうことが不可欠であるように考えられてならない。本稿で述べた「大学の社会基底と自由・自治」を統合する見地、その展開としての「価値概念としての地域」創造に連なる「学問の国民化」論の見地は、その重要な基本的視点を示していたといえるからである。さらに、今日地球規模で進行するいわゆる「ポータルズ」化の動向に即して、「国民教育」理念や「既存の学問体系」を再検討する必要性が指摘されているが、「地域」の主体性を発現させる立場に立ち「地域―日本―世界」を串刺しにしようとする上原の認識論と地域論には、すでにこうした論理が胚胎していたと

みることができると。

(注)

(1) 本稿における大学管理問題および一般教育の全般的動向については、海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』(戦後教育改革九)(東京大学出版会、一九六九年)および伊ヶ崎暁生『大学の自治の歴史』(新日本新書、一九六五年)等に依拠した。

(2) 海後・寺崎同前書(五九七―六〇八頁、六五八―六七三頁)には、教育刷新委員会案、全学連中央委員会案、日教組大学高専部案が掲載され、さらに東京大学評議会案、日本学術会議大学法委員会の案要綱とともに分析されている。なお、最も遅い時期に作られ先行案を折衷した性格をもつ日本学術会議大学法委員会の案要綱の基礎になったと推測される「名古屋大学理学部案」は、名古屋大学史編集委員会『名古屋大学五十年史(通史二)』(名古屋大学出版会、一九九五年)でとり上げられている。

(3) 本稿における大学基準協会に関する記述は、とくに断らない限り、大学基準協会十年史編纂委員会編『大学基準協会十年史』(大学基準協会、一九五七年)による。

(4) 海後・寺崎、前掲書、六四八―六五〇頁。

- (5) 前掲、『大学基準協会十年史』一三九―一四〇頁。
- (6) 上原専祿他著、寺崎昌男編集・解説『戦後の大学論』（評論社、一九七〇年）の寺崎の「解説」、三一―四頁。
- (7) (8) (9) (10) (11) 上原専祿「大学の職能」、上原専祿『大学論』（毎日新聞社、一九四九年）に所収。『上原専祿著作集 第五卷 大学論（増補）・学問への現代的断想』（評論社、一九九二年）に再録。
- (12) 上原、同前、および寺崎、前掲「解説」。
- (13) (14) (15) 上原専祿「大学教育の人文化」、前掲『大学論』所収。前掲『上原専祿著作集 第五卷』に再録。
- (16) (17) 上原「国民教育としての大学教育」、上原『国民形成の教育』（増補版）（新評論、一九六四年）に所収。『上原専祿著作集 第一四卷 国民形成の教育 増補』（一九八九年）に再録。
- (18) 上原専祿「国民のための学問」、歴史学研究会編集『歴史学研究』第二七〇号（青木書店、一九六二年一月号）八一―一頁。これは上原、江口朴郎、朝永振一郎、水田洋、渡辺洋三、遠山茂樹による「討論 学問のあり方と研究者の社会的責任」の一部である。ただし、この討論の当日、上原は突然の所用のため欠席した。この稿は、司会の遠山がこの討論会の論点を上原に伝えた上で得ら

れた上原談話の速記を掲載したものである。

(19) 以上の「価値観念としての地域」論と既存の「知」の相対化の関連については、拙稿「戦後『学問の生活化』論の基底」（『香川大学生涯学習教育研究センター研究報告』（創刊号、一九九六年）に詳述。

